

◎新潟県告示第91号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成19年8月31日新潟県告示第1700号）を次のとおり解除する。

平成25年1月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本町地区	十日町市本町1丁目上・山本町5丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城ノ下地区	十日町市山本町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
天水越地区	十日町市天水越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ほうぞう沢地区	十日町市中条峠・中条梅沢	次の図のとおり	土石流
しっぴつ川地区	十日町市下町・中条島・中条峠・中条新田	次の図のとおり	土石流
滝の下沢地区	十日町市背戸	次の図のとおり	土石流
三桶沢地区	十日町市下川手	次の図のとおり	土石流
猪之名川地区	十日町市上川手	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）